

二卷本世俗字類抄反切音注考

二戸 麻砂彦

「キーワード」 字書、世俗字類抄、反切

- 一 はじめに
- 二 反切音注の所在
- 三 切韻系韻書との対応
- 四 先行文献からの引用
- 五 編纂過程の問題
- 六 ま と め

一 はじめに

本稿では、現存する二卷本世俗字類抄^①に見える反切音注を取りあげて、その性格と出自を分析しようとするものである。イロハ引きによる日本語の検索体裁を整えた同書において、本来は中国語音を表示する反切音注が付帯されたのは、どのような理由によるのかという点にも考究したい。

二 反切音注の所在

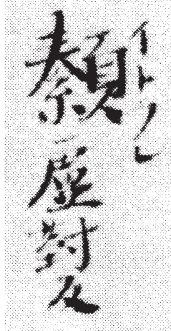
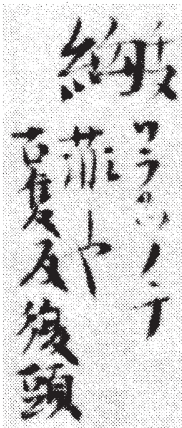
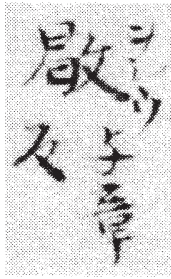
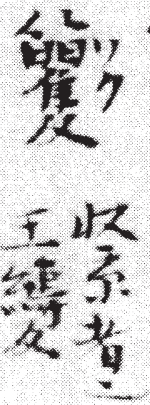
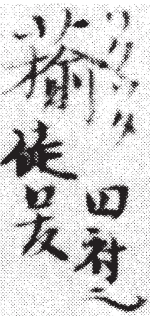
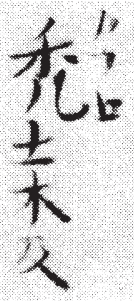
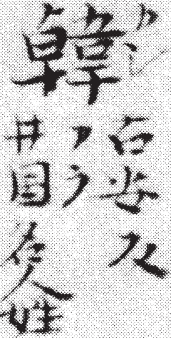
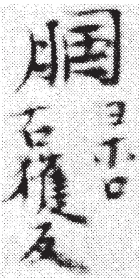
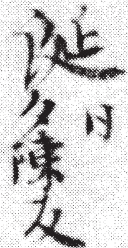
世俗字類抄は、平安時代末期に成立したイロハ引きによる字書である。近代以降における辞書という術語を使用しないのは、イロハ引きという日本語検索の体裁を採用しながらも、掲出語は「字」すなわち「漢字」である点を考慮している。当時あって、正式な文字言語は漢字であったこと、それ以前と何ら変わることはないだろうし、これ以後も同様である。日常

生活において話し聞き、あるいは書いている語それぞれについて、その漢字表記を求めようとする要求は必須であったろうし、それを満たす字書が編纂されたことも、当然の成り行きであることが想像される。ただし、現在の五十音引き国語辞書^②のように、その音引きの体裁を第二音節以降にまで及ぼしてはおらず、いわゆる意義分類を次の基準としている。よって、ある程度の漢語の知識を持った識字層でなければ、同書を有効には活用できなかったであろう。第一音節のイロハ引きと意義分類によって類聚された各語には、まず対応する漢字が表記される。この掲出漢字に対して、右側には片仮名の和訓を付し、同訓漢字がある場合には、その下方に配列される。掲出字にさらなる説明が必要と判断した場合には、割注として意味用法などが付加される。それにしても、編纂当時の日常的な語という観点から、和語・漢語を広範囲に採録しており、平安時代末期の日本語の状況を知る手がかりとなることは明らかである。

このような基本的体裁を有する世俗字類抄にも、少数ながら掲出字の音注を見出すことがある。時には掲出字の右側に付された片仮名書き音注も見つかるが、反切音注の場合は先の割注に含まれることが多い。ここで反切音注の所在を明らかにしておこう。「表1」として一括する。

ここに掲げる二一例は全巻に渡って分布しており、イロハ引きの検索体裁とも関連しないようである。一瞥した限りでは、反切音注が一定の基準によって付されているとは考えにくい。仮名書き音注が各巻に散見される点から見ても、該当諸例の掲出字について、反切音注を必要とする理由がすぐには明確にならない。それぞれについて、個別的な分析を要することが想像される。

〔表1〕

	01 上・伊・雜物二ウ八
	02 上・知・雜物一七才三
	03 上・乎・辭字二〇ウ七
	04 上・和・雜物二二才三
	05 上・和・雜物二二才四
	06 上・加・人體二四ウ四
	07 上・加・國郡二八才八
	08 上・加・人體二九ウ三
	09 上・加・人體二九ウ三
	10 上・多・辭字三二ウ一
	11 上・多・辭字三二ウ一
	12 上・多・辭字三五ウ六

まず、世俗字類抄という字書そのものの構成を念頭に置きつつ、「表1」に整理した諸例について、意義分類に関連する付則基準があるのかを見ておく。なお、二巻本には二一部の意義分類が設定されている。参考までに示せば、天象・地儀・植物・動物・人倫・人体・人事・飲食・雑物・光彩・方角・員数・辞字・重点・量字・諸社・国郡・官職・姓氏・名字である。

植物	二例 (14・16)
動物	二例 (15・21)
人体	五例 (06・08・09・10・20)
雑物	四例 (01・02・04・05)
員数	二例 (17・19)
方角	二例 (12・18)
辞字	三例 (03・11・13)
国郡	一例 (07)

そもその用例数が少ない上、突出した分布でもない限りは、反切音注と意義分類体に関連性があるとは言えない。やはり、別の観点からの分析を導入しなければならない。

三 切韻系韻書との対応

本来、反切音注は中国語音を表示する手段であつたわけであるから、日本語を母語として使用する立場から見れば、外国語音としての活用を前提としていた。当時の中国語に精通しているような知識層にとっては有用としても、なんとか漢文を訓読して理解している程度の人々には、すぐに活用できるものではない。世俗字類抄の場合、イロハ引きという検索の体裁を採用しているぐらいであるから、掲出された漢字についての反切音注よりも、仮名による和訓を知りたいという要求に主眼を置いた編纂基準を設定したと言える。同訓の漢字群を配するの、中国語である漢字音を知ることよりも、和訓に対応した漢字を検索し、より適当な漢字を選択したい

という要求に応えるためである。そういう中で、付された反切音注である点を確認しておかねばならないだろう。そこで、中国語音という立場から、どのように分析できるかを、次の「表2」に掲げる。対応するだろうと想定される当時の中国語音、すなわち切韻系韻書³⁾に代表される反切音注を調べてみた。

〔表2〕

	世俗字類抄	広韻／韻目	切韻系韻書
01	盧對反	盧對切／隊韻	盧對反(王二王三唐)
02	古侯反	其俱切／虞韻	其俱反(王三)
03	与章反	與章切／陽韻	與章反(王二王三)
04	王縛反	王縛切／葉韻	王縛反(王二王三唐)
05	徒口反	徒口切／厚韻	徒口反(切三王二王三三)
06	土木反	他谷切／屋韻	他谷反(切三王二王三唐)
07	古安反	胡安切／寒韻	胡安反(切三王三)
08	古獲反	古獲切／麥韻	古獲反(切三王二王三三唐)
09	符支反	符支切／支韻	煩移反(王二)符支反(王三)
10	夕連反	夕連切／仙韻	叙連反(切三王二王三)
11	常句反	常句切／遇韻	殊遇反(王二王三三)常句反(唐)
12	丁浪反	丁浪切／宕韻	丁浪反(唐)
13	子公反	子紅切／東韻	祖公反(刊)子紅反(王二王三)
14	於丸反	一丸切／桓韻	一丸反(王二王三)
15	下浪反	下浪切／宕韻	下浪反(王二王三唐)
16	居良反	居良切／陽韻	居良反(切三王二王三三)
17	苦果反	苦果切／果韻	枯果反(切三王二王三)

21	ノ水反	舒呂切／語韻	舒宮反（切三王二王二三三）
20	蒲米反	傍禮切／齊韻	傍礼反（切三王二三三）
19	倉括反	倉括切／末韻	七活反（切三王二三三）倉括反（唐）
18	與之反	與之切／之韻	與之反（切二切三王二三三）

「校異と修正」^④

- 03 掲出字「曷＋父*」↓「易＋父*」
08 掲出字「月＋国」↓「臚」
10 反切下字「陳」↓「連」
12 反切上字「下」↓「丁」
13 世俗字類抄の反切下字「土」↓「公」
▼反切下字「土」の右側には点らしき筆跡を確認する。これは「公」という字を書写したものと見るべきである。
14 反切下字「瓦」↓「丸」
15 掲出字「口＋无」↓「吭」
18 掲出字「迂ー一十序」↓「穴ー八十頤ー頁」
▼いわゆるJ・I・S外漢字の表示方法を用いても瞬時の把握が困難であるので、作成した掲出字の画像^⑤を次に示しておく。
20 反切上字「蘓ー魚＋甫」↓「蒲」
▼付された反切音注は、掲出字「脾」に対してではなく、同じ齊韻である「卑＋支」へのそれではないかとも見えるが、次章の〔表6〕において明らかのように、『玄応撰一切経音義』所収の反切音注を典拠とした何らかの引用によると判明する。
21 反切上字「ノ」↓「力」
▼付された反切音注は、掲出字「鼠」に対してではなく、その下に配列される「鼠＋儻ー人*」への音注ではないかと推測される。この点は次章で取りあげる。

18
宦
21
颺

切韻系韻書との対応関係という観点から見れば、かなりの一致を確認できる。広韻と同じ反切音注を付した諸例は、二一例中の02・06・07・13・14・20・21を除外した一四例にのぼる。一見したところ、確かに高い一致率であるから、広韻などの切韻系韻書を座右に置いて引用したと思いたくはなる。当時の中国語音を反映した反切音注そのものを仮に理解できていなくても、単純に引用するだけならば、当該の全用例について一致するはずである。しかし、実際には七例について一致しない。

そこで、広韻以外の切韻系韻書も見ておくことにする。ここで注目すべきは、略記号でいう「唐」と「王二・王三」とである。清朝の光緒三四年（一九〇八）に発見された「唐」は、孫心*+面が編纂したと言われる『唐韻殘卷』を指している。ただし、長孫訥言箋注本であるという見方などいくつかの異説^⑥があり、一定していない。清朝の書籍を整理していた羅振玉・王国維等が発見した「王二」は、『内府本刊謬補缺切韻』と称される。残念ながら、数葉の欠損^⑦を含む。民国三十六年（一九四七）に見つかった「王三」は、王仁煦・火*編『唐写全本刊謬補缺切韻』と呼ばれる切韻系韻書である。唐代の神龍二年（七〇六）に成書した。両者に限らず、陸方言が隋代の六〇一年に編纂した『切韻』を増補改訂する形で、各切韻系韻書は成立している。

もう一度〔表2〕に立ち戻って見ると、世俗字類抄と広韻とが同じ反切音注を付した一四例を先に指摘したが、そのほとんどは「王二・王三」とも一致する。広韻は切韻系韻書の最終的な増補改訂本であるから、その過程の一本である「王二・王三」と対比すれば、このような状況になることは当然の帰結とも言える。その中で、「王二・王三」それぞれとは対応しない諸例に注目しておきたい。

03の場合には、その掲出字に対応した例が「王三」に欠けている。小韻

代表字「陽」の同音ではあるが、頻用されるとは言いがたい字である。実際のところ、「王一・王二」では小韻の最後に位置しており、後からの増補であることは明らかである。広韻では最後に配置されているわけではないが、やはり稀観の字と認定しているようで、割注にも「明易十文*」とあるのみである。

09の場合は、世俗字類抄と広韻ともに「王三」と一致するが、「王二」は反切上下字ともに異なる「煩移反」である。結果的には同音 *h.æ*⁸⁾ の帰結となる。当該例からは、直接「王二」を見て世俗字類抄に引用したとは言えないことが判明する。

10は反切上字が「王三」とは異なる。「夕」も「叙」も、等韻学の術語でいう歯音濁四等禅母に相当する声母(頭子音)を有するから、結果的には同音を示している。この例によって、広韻と同じ切韻系韻書とはいえず、世俗字類抄の編纂者がやはり「王三」そのものを参看した可能性は低いと考えて良い。また、同じく「叙連反」である「切三・王二」についても、「王三」と同様の認識をすることになる。この10と似た状況は17に見える。

11は反切上字が「王二・王三」とは異なる。「常」と「殊」とは、等韻学の術語でいう歯音濁三等邪母に相当する声母を有しており、同音 *zian* ではあるが、世俗字類抄への直截的な引用は想定しにくい。むしろ、「唐」との一致に興味を惹かれる。01・04・08・11・12・15・19は、この「唐」と同じ反切音注である。残卷であるために、残念ながら「表2」の諸例すべてに対して該当はしない。しかし逆に、「唐」だけが世俗字類抄付載の反切音注と対応する19のような例もある。12の場合には、一致する「唐」の他には該当する切韻系韻書を見いだせない。この「唐」は日本の『東宮切韻』(佚書)⁹⁾、『法華経釈文』¹⁰⁾、『倭名類聚抄』¹¹⁾などに採録引用されており、孫引きとして活用された可能性がある。この点は次章に述べたい。

このように、各切韻系韻書との対応を分析してきたが、世俗字類抄に付された反切音注は直接それらを引用したものではないと認められる。また、02・06・07・13・14・20・21の諸例は、広韻をも含めた各切韻系韻書とまったく一致しない点から考えると、別の分析を要する。

四 先行文献からの引用

世俗字類抄に採録された反切音注が切韻系韻書を直接の範として引用しなかったとなると、何らかの先行文献から孫引きしたという推測をしなければならなくなるであろう。同書の成立年代を確定するには至っていないが、おそらくは平安時代末期であろうと考えられる。字書という観点から、現存する文献で引用の想定されものは、すでに掲げた『倭名類聚抄』の他に、『篆隸萬象名義』¹²⁾、『新撰字鏡』¹³⁾、『類聚名義抄』¹⁴⁾等を指摘できよう。佚書ではあるが、『東宮切韻』、『揚氏漢語抄』、『辨色立成』なども想定できるのではない。仏典注釈まで広げるといふことならば、『法華経釈文』、『大般若経字抄』¹⁵⁾等もある。しかし、上下巻併せて一〇〇丁以上の紙数を持つ二巻本世俗字類抄の中で、反切音注は僅かに二一例のみである。多くの引用文献を参看する理由があるのだろうか。この点を明らかにするためにも、ここに想定した各文献と対照させてみたい。

時代順で言えば、まずは篆隸萬象名義ということになるだろう。同書が顧野王撰『玉篇』¹⁶⁾をもとに編纂されていること、夙に有名である。奈良時代にはもたらされていた玉篇は、当時の訓古学において大きな役割を果たした。ただし、卷子本形態であったため、簡略で利用しやすい再編が求められていたようである。この希求に応じて、空海が編纂したものと推測¹⁷⁾される。なお、図書寮本の類聚名義抄には、「弘云」(第四帖までの引用)「玉云」(第五帖以降の引用)として引用されている。前置きが長くなったが、この篆隸萬象名義と「表2」の二一例を対照させて、次にまとめておく。

〔表3〕

世俗字類抄		篆隸萬象名義
01	盧對反	力對反 絲節 (第六帖 128オ2)
02	古候反	求俱反 救也 (第六帖 135オ4)

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03
ノ水反	蒲米反	倉括反	與之反	苦果反	居良反	下浪反	於丸反	子公反	丁浪反	常句反	夕連反	符支反	古獲反	古安反	土木反	徒口反	王縛反	与章反
〈該当なし〉	補米反 股外也 (第二帖 061 オ 8)	七括反 将也 (第二帖 038 オ 2)	〈該当なし〉	口火反 小頭也 (第一帖 082 ウ 5)	居良反 菜也薑字 (第四帖 028 オ 1)	〈該当なし〉	於丸反 豆+留豆名 (第五帖 019 オ 6)	子公反 舟着沙也 (第五帖 077 ウ 6)	多浪反 任也敵也主也咸也 (第一帖 039 ウ 6)	時注反 立也 (第四帖 008 ウ 2)	〈該当なし〉	毘移反 (第二帖 065 オ 1)	過麦反 曲脚中 (第二帖 073 ウ 5)	胡丹反 井垣也 (第六帖 126 オ 2)	吐木反 无髮 (第六帖 174 ウ 6)	〈該当なし〉	〈該当なし〉	餘章反 熾也披也 (第五帖 064 オ 4)

【校異と修正】

20

篆隸萬象名義の反切下字「尔」↓「米」

▼右のように修正してみたが、あるいは異体字と目される「足+卑」に対する蒲米必尔二反の誤認かもしれない。この点については、(注 21)を参照のこと。

両者の反切音注が一致する諸例は、03・13・14・16である。すでに〔表1〕で示したように、世俗字類抄で反切音注を付された二一例中、それ以外の注文を持つ例は02・04・05・07・12・13・15・19の八例であり、多いとは言えない。直前に指摘した四例の場合、13には注文が存在する。おそらく、篆隸萬象名義の引用もとなった玉篇において、有力な典拠となった許慎撰『説文解字』¹⁸⁾の注文に依拠したのではないかと推測する。該当字は、広韻の割注にも「説文云船著沙不行也」とある。なお、06・20については、反切上字に相違を認めるが、それぞれ「土」「吐」「蒲」「補」は同音であり、あるいは誤写・誤認の可能性がある。これらを含む六例において、世俗字類抄と篆隸萬象名義との反切音注が一致するとしておく。

次に、01・02・07・08・09・11・12・17・19の九例については、両書の反切音注が一致しない。対照すべき注文も少ない。その中で、01・11の注文は注目に値する。01の場合は、世俗字類抄の掲出字右側に仮名書き「イトフシ」があり、篆隸萬象名義の注文「絲節」に対応する。漢語による注文のままでなく、和訓にして標出したものと考えられる。基本的には11も同じで、世俗字類抄の和訓「同(タツ)」に対して、篆隸萬象名義「立也」となっている。それにしても、このような一致の状況からでは、世俗字類抄が篆隸萬象名義そのものを引用文献とした可能性は低いと言わざるを得ない。むしろ、両者の対照によって、世俗字類抄の反切音注が正確に当時の中国語音を標出せず、日本漢字音における馴化の過程を示しているのではないかと想像される例がある。いくつかを示す。

07は反切上字が一致しない。世俗字類抄の「古」は等韻学の術語¹⁹⁾という見母kに、篆隸萬象名義の「胡」は匣母ɣに相当する。切韻系韻書「切三王三」も反切上字「胡」であったから、世俗字類抄とは別音を標出することになる。もちろん、日本漢字音の観点から、より日本語に定着した形では、両声母²⁰⁾ともにカ行音で把握される。ただ、このような段階を想定すると、すでに中国語音を標出する反切音注からは遠ざかってしまう。注文も一致しない。

同様の例は02である。篆隸萬象名義の反切上字「求」は、切韻系韻書のそれ「其」と同じく群母gである。対して、世俗字類抄の反切上字

「古」は見母 k となっている。

次に対応関係を見るのは新撰字鏡である。切韻や玉篇からの引用を相当含んでいることがわかってる。前述してきた篆隸萬象名義との対比も念頭に置いて、次に一覽を示そう。なお、新撰字鏡は天治本に拠っている。

〔表4〕

	世俗字類抄	新撰字鏡	(天治本所在)
01	盧對反	盧潰反 上麗絲	(卷一 04才5/095)
02	古侯反	求具反 救也纏也	(卷四 11才7/223)
03	与章反	餘章反 揚也古字揚拳也熾也做也披也	(卷一 02才6/639)
04	王縛反	和久	(卷二 29才1/781)
05	徒口反	徒口反 圓草頭也手*+辱	(卷七 28ウ3/434)
06	土木反	吐木反 无髮加夫呂奈利	(卷一 34ウ2/704)
07	古安反	可丹反 垣也人名	(卷九 18才8/549)
08	古獲反	國音反 曲脚中也字豆阿之	(卷一 15才8/043)
09	符支反	或作髀浦米反股外也牟	(卷一 11才3/035)
10	夕連反	上字或本作凡口水也液也唾也与太利又豆波志留	(卷二 13才5/113)
11	常句反	時注反 立也惣木名也	(卷七 09才4/403)
12	丁浪反	都郎反 平直也任也敝也玄也底也借丁浪反去主典也	(卷二 15ウ6/118)
13	子公反	子公反 舟也不行着沙舟也	(卷五 10ウ3/282)
14	於丸反	於丸反 留豆	(卷一 36才3/707)
15	下浪反	下良反 烏咽也	(卷二 17ウ5/122)
16	居良反	居良反 辛菜也 薑也 弓+薑 居良反 薑也	(卷七 28ウ4/441430)

17	苦果反	口火反 上数也人姓無單作果小頭兒 (卷二 05ウ3/098)
18	與之反	翼止反 賽也東北角也 (卷二 11才6/657)
19	倉括反	〈該当なし〉
20	蒲米反	足+卑同蒲米反股外也又必尔反 (卷三 14ウ7/178)
21	ノ水反	〈該当なし〉

単純に対比してみると、世俗字類抄の反切音注は新撰字鏡のそれをそのまま引用しているとは言えない。01・02・07・08・11・17・18の諸例は、まったく相互に異なる反切音注である。ところが、新撰字鏡の注文を併せて見ていくと、02・07・08・11・17に対応する当該の反切音注は、玉篇をもとにした引用であると想定される。先の〔表3〕に見出す篆隸萬象名義の注文で確認できる。なお、篆隸萬象名義の注文は新撰字鏡のそれよりも簡略化されている点を付言しておこう。ただし、01については、篆隸萬象名義「絲節」に対して、新撰字鏡「麗絲」である。この二字熟語だけでは、玉篇をもとにした引用かどうか、判断が付かない。さらに、08に対応する新撰字鏡の音注「國」は、まるで同音字注の觀を呈している。しかも、諸声符読みの疑いがある。掲出字「國」は麥韻であるが、世俗字類抄の掲げる「國」は徳韻であるからである。

対して、03・06・13・14・16・20については、世俗字類抄の反切音注は新撰字鏡のそれと確かに一致しており、加えて、これら六例もまた玉篇を出典とした孫引きと認められる。前述した〔表3〕における篆隸萬象名義との対比でも、これらの六例は同じ状況を示していた。玉篇を主要な典拠として引用した篆隸萬象名義の編纂方針から考えて、当然の帰結ではある。両反切音注の一致という点では、05・12も指摘できるが、これは切韻をもとにした新撰字鏡の引用である。このような篆隸萬象名義と新撰字鏡との対比から、世俗字類抄の反切音注には、玉篇の孫引きとしての引用を含むという点が明らかにになる。

世俗字類抄では反切音注以外に注文の引用を採録することが少なく、残念ながら、この部分での対比はほとんど期待できない。そういう中で、04

は貴重な例と言える。反切音注を付さない替わりに、万葉仮名のごとき表記「和久」がある。これは、中国語音を反切音注によらず、より日本語に馴化した仮名のレベルで標出したものと認められる。このような仮名書きともいべき音注を引き継いで、世俗字類抄には掲出字の右側に「ワク」と注している。

篆隸萬象名義も新撰字鏡も共に直接の引用文献ではないということが判明したが、両書のもとになる引用として、玉篇の存在が浮かび上がってきた。もちろん、玉篇自体を世俗字類抄がそのまま引用したとは考えにくい。何か別の引用文献からの孫引きを想定するべきかと思われる。そこで、〔表5〕では倭名類聚抄との対応関係を一覧してみた。特に断らない限り、倭名類聚抄は元和古活字本により、必要に応じて、京都大学本・前田本・伊勢十卷本・伊勢廿卷本・真本を参照した。

〔表5〕

06	05	04	03	02	01	
土木反	徒口反	王縛反	与章反	古侯反	盧對反	世俗字類抄
瘍 黍附 説文云 瘍音楊和名賀之良乃加佐 頭瘍也周禮注云禿土木反加不路 頭瘡也野王案無髮也 (卷三 26ウ3)	〈該当なし〉	竹十豐 説文云竹十豐 越縛反俗云本音之重 収糸者也字亦作角十間唐韻云木十尼 女履反和名和久乃江 竹十豐柄也 (卷一四14ウ2) 竹十豐 説文云一 王縛反俗云本音之重 収糸者也字亦作角十間唐韻云木十尼 女履反和名和久乃江 竹十豐柄也 (京本 卷六 62ウ8)	〈該当なし〉	〈該当なし〉	絲 … 説文云… 米十糸十頁 盧對反伊度乃布 絲節也 (卷一四14オ8)	倭名類聚抄 (元和本等の所在)

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	09	08	07
ノ水反	蒲米反	倉括反	與之反	苦果反	居良反	下浪反	於丸反	子公反	丁浪反	常句反	夕連反	符支反	古獲反	古安反
鼠十吾鼠 本草云鼠十偏一人*鼠 上音力水反又力追反 (卷一八20ウ4)	〈該当なし〉	〈該当なし〉	〈該当なし〉	〈該当なし〉	生薑 膳夫經云空腹勿食生薑 居良反和名久禮乃波之加三俗云阿奈波之加美 (卷一六22ウ2)	〈該当なし〉	野豆 本草疏云豌豆 豌豆於丸反 一名野豆 和名乃良末女 (卷一七06ウ9)	舟事類 説文云舟十樓一木 子紅反俗云爲流 舟著沙不行也 (卷三 59オ5)	〈該当なし〉	〈該当なし〉	津頤 病源論云津頤 與多利 小兒多涎唾流出於頤下也 (卷三 19オ9)	脾 白虎通云脾 俾移反和名與古之土之精也 (卷三 11ウ6)	臚 大素經云々麥反和名與保呂 曲脚中也之 (卷三 14オ7)	〈該当なし〉

倭名類聚抄と対照させた場合でも、世俗字類抄の反切音注がこれによつたと認めることは困難である。確かに、01・04・06・14・16の諸例は相互に一致している。反切音注以外の注文についても、04・16の二例は近似している。しかし、中心的な役割を担った出典として活用されたならば、ことごとく一致しても良いはずである。加えて、これらが示す倭名類聚抄の反切音注は、みな孫引きと認められる。説文・唐韻・周禮注・野王(頤

野王Ⅱ玉篇）・大素経・白虎通伝・病原論・本草疏・膳夫経といった典拠に事欠かないのである。中国側の文献でも、説文に至っては玉篇の重要な典拠となっており、日本側でも孫引きを含めて、多くの文献に引用されている。現存しない多くの佚書においても、説文は機会あるごとに引用された可能性が高いと推測できる。世俗字類抄の反切音注は、このような典拠のあり様が反映したものと考えられる。

さて、13 に対応する倭名類聚抄の注文についても説文からの引用と明示しており、反切音注の一致が期待されるが、実際には反切下字に違いがある。世俗字類抄の「公」に対して、倭名類聚抄は「紅」となっている。篆隸萬象名義や新撰字鏡の反切下字も同じく「公」である。両書の典拠関係から見ても、説文をもとにしていると考えるのが妥当であろう。同じ説文を引用しながら、篆隸萬象名義・新撰字鏡の反切音注と倭名類聚抄のそれとが異なることになってしまう。反切下字を「紅」とする文献は、広韻などに代表される切韻系韻書に確認される。いま広韻によると、13 の掲出字に対しては「説文云船著沙不行也」と割注を付しているから、まさに説文をもとにしたものであると言える。ただ、当該字は小韻代表字「櫻木」の同音として配列されており、直接には反切音注を持っていない。よって、切韻系韻書などを参看しながら孫引きとして説文を引用した時に、本来の説文の反切音注とは異なる切韻のそれを採録した可能性を指摘できよう。

なお、これまで 21 については分析不能であったが、倭名類聚抄が示す本草の引用例によって、掲出字とは異なる「鼠+偏+人*」に対する反切音注ではないかと思われる。前章の「表 2」における「校異と修正」で指摘しておいた。ただし、世俗字類抄の反切上字「ノ」には疑義が残る。誤写とするには字形上の問題が大きい。あるいは、反切音注と認定すべきではない例という可能性もある。21 は保留せざるを得ない。

篆隸萬象名義・新撰字鏡・倭名類聚抄という先行文献を見てきたが、どれも直接の引用ではないこと明らかである。この章の最後に、類聚名義抄との対照を試みる。完本である観智院本を用いることになるが、図書寮本に該当例があれば、これを参看しておく必要がある。

〔表 6〕

17	16	15	14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01	世俗字類抄	類聚名義抄	(圖書寮本・観智院本の所在)
苦果反	居良反	下浪反	於丸反	子公反	丁浪反	常句反	夕連反	符支反	古獲反	古安反	土木反	徒口反	王縛反	与章反	古候反	盧對反			
音果 小頭也数也 (仏下本 023 2)	音姜キヤウ クレノハシカミ 俗云アナハシカミ ツチ ハシカミ ハシカミ ナルハハハハ (僧上 036 6)	胡朗反 又平 ノムト 鳥籠 ノムトフエ(仏中 041 1)	烏宮反 豆+留豆 ノラマメ (法上 094 1)	音櫻 キル (仏下本 002 6)	多郎反 マサニ ハスヘシ アタツル ツカサトル ツ ネ マホル ムヘムヘナリ マカス マサシ ソコ 去声 ムカフ アツ カナフ ナホシ (仏中 110 6)	時注反 キ タツウヘキ ウフ カキ (仏下本 082 8)	音延又徐延反 和仙音 ヨタリ ツハキ ハナタリ (法上 024 2)	音阜*+卑 モ、ヨコシ カイカネ (仏中 120 4)	古麥反 ヨホロ (仏中 131 6)	音寒 (法下 142 2)	カフロナリ カタクナシ オツ (法下 015 6)	太口反 結草生ワラフタ (僧上 029 2)	王縛反 収絲者 俗云本音之重ワク (僧上 072 1)	尹豆+支反 ヲシフ シナフ 侮也 (僧中 060 4)	古候反 履頭飾又俱反絲約マトフ 糸+句 玉云求俱反救也 (法中 124 3) (圖書寮本 309 5)	力對反 鹿絲也イトフシ (仏下本 031 1)			

18	與之反	弋之反 室東北隅 ヤシナフ (法下 050-8)
19	倉括反	子活反 トル スフ ノフ (仏下本 047-3)
20	蒲米反	髀踵 音踵応云足跟也上蒲米反 音卑 足十卑同 蒲米必尔二反 モ、 (図書寮本 109-3) (仏下本 006-1)
21	ノ水反	〈該当なし〉

先に対照した三文献とは異なり、観智院本類聚名義抄の反切音注は世俗字類抄のそれとはほとんど一致しないと認めて良い。04のみは一致するが、その割注表記を見ると、説文からの引用であることが明らかである。すでに仮名書き音注に替えられた例も多く、あるいは同音字注による音の把握となっている場合が著しい。周知のごとく、ほとんど出典名を明示しない観智院本の反切音注を特定することはむずかしい。少なくとも、世俗字類抄の反切音注が観智院本類聚名義抄のそれを引用していないことは明らかである。なお、図書寮本に見いだせる 02・20 の二例は一致しているが、それぞれ玉篇と玄応撰一切経音義^②を典拠とした反切音注である。

第三章では、先行文献との対照をする方法で世俗字類抄の反切音注を分析してきた。それによると、確かに世俗字類抄の反切音注と一致する諸例が散見される。しかし、このような状況では、これらを直接の引用文献としたとは断じ得ない。加えて、説文をはじめとする典拠の孫引きと認められる諸例が多いことも念頭に置いておかねばならない。いずれの場合も典拠として引用した確証に乏しい。ただし、つぶさに反切音注と注文との採録状況を勘案すれば、説文・玉篇・本草などを主要な典拠に持つ本邦撰述の韻書が存在していたのではないかと想像する。そこで、もう一度〔表2〕での分析を思い起こして見たい。ことごとく一致しないまでも、世俗字類抄の反切音注と切韻系韻書のそれとの一致率はかなり高い。座右に置いた文献が切韻系韻書そのものではないが、切韻系韻書をもとに、説文や本草などを中核的な典拠とする文献の可能性があるのではないか。残念ながら、特定はできない。

五 編纂過程の問題

相当量の語彙を抱える世俗字類抄の中で、わずか二一例に過ぎない反切音注を付したのは、どのような理由があるのか。当時の和語・漢語を広範囲に渡って蒐集し、イロハ引きと意義分類による類聚をした同書は、まず該当する漢字表記を知るという目的があったと認められる。この点は第一章に既述した。よって、反切音注の付載を必要と判断することは、掲出した漢字自体の理解にとって、その「よみ」だけでは不十分と判断した場合となる。言い換えれば、和語・漢語いずれも仮名書きのレベルで「よみ」を把握するのに加え、反切音注をもって理解の一助としたわけであろう。しかし、現存する世俗字類抄諸本中の七卷本^②といわれる増補の段階では、同音字注や仮名書き音注に替えられており、必ずしも編纂基準が一定ではない。まずは二卷本と七卷本との対照をしつつ、同書の編纂過程に関わる反切音注の問題を考えてみたい。

〔表7〕

10	09	08	07	06	05	04	03	02	01	二卷本	七卷本	(所在)
夕連反	符支反	古獲反	古安反	土木反	徒口反	王縛反	与章反	古侯反	盧對反		類イ イトフシ	(卷一 06オ7)
											チ ワラクツ 菲一也	(卷一 02ウ7)
											ヤウ ヲシウ アカル	(卷二 16ウ2)
											ワク サラ テキ	(卷二 20オ5)
											ワラウタ	(卷二 20オ7)
											カフロ	(卷二 26オ3)
												〈卷三欠本のため該当なし〉
												〈卷三欠本のため該当なし〉
												〈卷三欠本のため該当なし〉

21	ノ水反	カハモリ ムサ、ヒ	(巻七 11ウ5)
20	蒲米反	〈該当なし〉	
19	倉括反	倉括反 サツ 六十四忝為圭四圭為一 ―手取也唐乍撮七千	(巻六 13ウ5)
18	與之反	與之反 ヤノウシトラノスミ	(巻五 04ウ3)
17	苦果反	苦果反 クワ 玉員也	(巻四 36オ5)
16	居良反	クレハシカミ	(巻四 30ウ3)
15	下浪反	下浪反 ノントフエ ケン 鳥喉也	(巻四 18ウ4)
14	於丸反	於丸反 ノラマメ	(巻四 18オ6)
13	子公反	キル 舟ノ一	(巻四 17オ1)
12	丁浪反	〈巻三欠本のため該当なし〉	
11	常句反	〈巻三欠本のため該当なし〉	

【校異と修正】

19 七巻本世俗字類抄の反切下字「抜」↓「括」

現存する七巻本の世俗字類抄では、巻三が欠本となっているため、必ずしも正確な比較とはならない点に配慮すべきではある。それでも、03・04は仮名書き音注に替えられ、それぞれ「ヤウ」「ワク」となっている。興味深いのは01の場合で、同音字注と仮名書き音注とを混用したような表記「類イ」である。14・15・17・18・19の五例は、二巻本の反切音注を引き継いでいるらしい。02・05・06・13・16・21の六例では、すでに反切音注を破棄したと考えられる。このように、世俗字類抄の増補過程においては反切音注が大きな役割を担っているとは認められず、二巻本で採録した時点での意図は、理解できなかったのではないか。

次に、字類抄という名のもとに、世俗字類抄と何らかの関わりがあると

目睹される色葉字類抄の場合も見ておきたい。字書研究の成果が著しい現在でも、増補改訂の過程は詳らかではないが、二巻本色葉字類抄²³⁾では、一五九例の反切音注が見いだせる。同書の反切音注自体に対する分析は別の機会とするが、本稿に関わる部分について述べておきたい。まず、意義分類別に概数を〔表8〕に掲げる。上巻に偏っているという傾向はあるが、全巻に渡って反切音注を付している。イロハ別に分類した場合、語彙の選定にはどうしても増減が生じる。

〔表8〕

下巻	上巻	
0	5	天象
5	19	地儀
3	7	植物
0	16	動物
0	3	人倫
1	4	人体
8	18	人事
1	1	飲食
4	9	雑物
0	0	光彩
2	4	方角
4	2	員数
7	34	辞字
2	0	置字
37	122	計

さて、この一五九例の中に、どのくらい世俗字類抄の反切音注が引き継がれているのだろうか。〔表9〕に対照を試みたところ、その同反切音注二一例のうち18・19の二例が該当するのみであり、ほとんどは仮名書き音注に替えられたか、あるいは削除されたかである。18の掲出字は相当の稀覯字であり、またより馴化した日本語での定着をするには、一音節「イ」での漢字音把握という困難さが付きまとう。19の場合は、数量を表現した漢語の用法を標出する必要があり、併せて反切音注を残したと想像される。つまり、二巻本色葉字類抄においては、ほとんど新規に反切音注が付されたとは認めて良い。字類抄諸本の関係から見ても、世俗字類抄の増補によって色葉字類抄が編纂された可能性は高い。その過程で、反切音注はそのまま継承されることなく、むしろ新たな基準から選定され直したと考える方が自然である。

〔表 9〕

12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01	世俗 字類抄
丁浪反	常句反	夕連反	符支反	古獲反	古安反	土木反	徒口反	王縛反	与章反	古侯反	盧對反	色葉字類抄 (右二卷本の所在) (左三卷本の所在)
同(ソコ) 蓋當也 (卷中・曾・辞字 017ウ6)	同(タツ) 同(タツ) (卷上下・他・辞字 25ウ5) (卷中・他・辞字 006オ7)	同(ヨタリ) エ セン同(ヨタリ) 又乍次 口液也 (卷上下・與・人体 18ウ6) (卷上・與・人体 114ウ3)	ヨコシ ヒ ヒ ヨコシ (卷上下・與・人体 18ウ6) (卷上・與・人体 114ウ3)	ヨホロ クワク クワク ヨホロ (卷上下・與・人体 18ウ6) (卷上・與・人体 114ウ3)	カラクニ カラクニ (卷上下・加・国郡 17ウ1) (卷上・加・国郡 111ウ6)	カウロ トク トク カフロ 又乍? (卷上下・加・人体 07ウ6) (卷上・加・人体 096オ6)	ワラウタ 又茵 ワラフタ (卷上下・和・雜物 38オ3) (卷上・和・雜物 088ウ1)	ワク 又角+間 クワク ワク 又角+間 (卷上下・和・雜物 38オ1) (卷上・和・雜物 088オ6)	〈該当なし〉 〈該当なし〉	チ 菲一也 (卷上上・池・雜物 38オ9) (卷上・池・雜物 067ウ4)	〈該当なし〉 ライ イトフシ (卷上・伊・雜物 008ウ4)	

21	20	19	18	17	16	15	14	13
ノ水反	蒲米反	倉括反	與之反	苦果反	居良反	下浪反	於丸反	子公反
同(モミ) 同(モミムサヒ) (卷下下・毛・動物 101ウ5)	〈該当なし〉 〈該当なし〉	サツ 倉括反 六十四忝為圭四圭為撮取手也 サチ 倉括反 六十四忝為圭四圭為撮取手取也 (卷下下・佐・員数 14オ8) (卷下・佐・方角 048オ7)	屋ノウシロノスミ 與之反 故貫反(卷下上・野・方角 27オ6) 室東北隅也 屋ノウシトラノスミ 與之反 (卷中・與・方角 085ウ8)	クワ 玉員 苦果反 クワ 玉員也 (卷下上・久・員数 22オ3) (卷中・久・員数 076ウ8)	クレハシカミ 俗アナハシカミ キヤウ クヒノハシカミ 居良反 (卷下上・久・植物 19オ1) (卷中・久・植物 072オ5)	ノトフエ 鳥喉也 胡郎反 又下浪反 ノムトフエ 又ノムト (卷下上・乃・人体 09ウ4) (卷中・乃・人体 059オ4)	同(ノラマメ) 於丸反 同(ノラマメ) (卷下上・乃・植物 09ウ1) (卷中・乃・植物 058ウ2)	イル 舟着砂不行也 ソウ 子公反 キル 舟着砂不行也 (卷下上・井・辞字 08オ9) (卷中・井・辞字 057オ3)

〔校異と修正〕

- 19 16
二卷本色葉字類抄の掲出字「生薑」
三卷本色葉字類抄の掲出字「生薑」
二卷本色葉字類抄の反切下字「指」↓「括」
三卷本色葉字類抄の反切下字「枯」↓「括」

さらに、三卷本色葉字類抄²³も参照しておきたい。01～12を見る限り、世俗字類抄の反切音注を仮名書き音注に置き替えたり削除した処置などは、二卷本色葉字類抄と同様のように見えるが、引き継いだ反切音注には若干の違いがある。18・19の二例以外に、13～17の五例についても反切音注を保持している。従来の諸研究の成果からは、二卷本色葉字類抄をもとにして増補改訂した結果、三卷本の同書が成立したと認めている。その立場によれば、世俗字類抄の反切音注を削除ないし減少する方向で一度は進められたはずであるのに、三卷本色葉字類抄において復活したような状況を呈している。少なくとも、反切音注に関しては、単純な増補改訂という観点で問題の解決を図れそうにない。ここで、二卷本世俗字類抄の反切音注が継承された状況を、既述した字類抄諸本ごとの採録状況として、〔表10〕に一括してみる。

〔表10〕

色葉三	色葉二	世俗七	世俗二	
			○	01
			○	02
			○	03
			○	04
			○	05
			○	06
			○	07
			○	08
			○	09
			○	10
			○	11
			○	12
○			○	13
○		○	○	14
○		○	○	15
○			○	16
○		○	○	17
○	○	○	○	18
○	○	○	○	19
			○	20
			○	21

〔表10〕に引いた二重線は、二卷本世俗字類抄の卷上・下の境界を示している。七卷本世俗字類抄と二卷本色葉字類抄とは、原則的に二卷本世俗字類抄の反切音注を引き継がない方向に改訂していると認められる。対して、三卷本色葉字類抄では多くを引き継いだ結果を見せている。色葉字類抄の増補過程の中で、二卷本色葉字類抄巻上の反切音注はことごとく破棄されたが、同下巻のそれは徹底的な増補の方針によって継承された。この

点はすでに分析した経緯²⁵がある。この際に、二卷本世俗字類抄の反切音注も参照し、再録されたのではないだろうか。よって、字類抄諸本の増補改訂の過程を考える場合、その語彙数や注文選択の問題と反切音注の採録とを、同じレベルで扱うことは避けるべきであると付言しておきたい。

六 まとめ

以上を要するに、二卷本世俗字類抄の反切音注については、次のような特徴が認められる。

- 1 全二一例の反切音注は、説文・玉篇・本草疏などを中核的な典拠として編纂された切韻系韻書を参看した可能性が高い。ただし、現存する文献からは特定はできない。
- 2 字類抄諸本の増補改訂において、同二一例は原則として、仮名書き音注に替えられるか、あるいは破棄されるかという経緯をたどった。これは漢字音をより日本語に馴化して把握する方向に沿った措置である。
- 3 ただし、三卷本色葉字類抄では反切音注の採録に見直しが図られた。その中で、二卷本世俗字類抄の反切音注も再録されたと認められる。

〔注〕

- (1) 東京大学国語研究室資料叢書一三『世俗字類抄二卷本』（汲古書院、昭和六〇年六月）による。
- (2) 一般的に日本語辞書とは言わない。
- (3) 陳彭年等編『校正宋本廣韻』（藝文印書館、中華民國六三年八月）
劉復等編『十韻彙編』（台湾学生書局、中華民國六二年七月）

▼切韻系韻書の略記号は同書に準じた。

龍宇純『唐写全本王仁煦一火*刊謬補缺切韻校箋』（一九六九年九月、香港中文大学）

▼略記号は「王三」である。

- (4) 二戸麻砂彦『パソコンにおける漢字処理／試論』（平成七年三月、山梨県立女子短大紀要二八）

▼いわゆるJIS外漢字の表示方法については、上記の論文に准拠した。

- (5) ビットマップ処理による画像である。フォントデザイナーなどが手がける本格的なものとは違い、視覚的な認知のために暫定的な処置をした。画像用アプリケーションソフト Adobe Photoshop 5.5j (アドビシステムズ社、一九九九) を用いて作成している。

- (6) 李思敬／慶谷壽信・佐藤進編訳『音韻のはなしー中国音韻学の基本知識』（基本中国語学双書六、光生館、昭和六十二年九月）の80頁を参照。

- (7) 上田正『切韻殘卷諸本補正』（東洋学文献センター叢刊一九、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、昭和四十八年三月）

▼同書は緻密に補正をまとめたもので、〔表2〕に掲げた切韻系韻書の確認にも活用した。五六〇頁を参照。

- (8) 中国語音韻史における中古音の表記は、三根谷説による。

三根谷徹『中古漢語の韻母の体系ー切韻の性格ー』（言語研究、三十一号、昭和三十一年）

三根谷徹『越南漢字音の研究』（東洋文庫、昭和四十七年）

三根谷徹『唐代の標準語音について』（東洋学報、五七卷一・二号、昭和五十一年）

三根谷徹『中古漢語と越南漢字音』（汲古書院、平成五年五月）

- (9) 上田正『東宮切韻論考』（国語学、二四輯、昭和三十一年三月）

- (10) 古辞書音義集成四『妙法蓮華經釈文』（汲古書院、昭和五十四年）

▼二卷本世俗字類抄の反切音注と対照したが、二例を見出すのみであり、しかも注文の内容は一致しない。経文の解説書たる同書の性格が反映している。参考までに掲げる。

- ・撮倉活反慈云手取也廣作持也湛然云搏取也（卷中12ウ1）
- ・天樹常句反曾憲云木惣名也々々慈木惣名也恩云天因生樹王也（卷上23ウ1）

- (11) 諸本集成『倭名類聚抄』本文篇・索引篇（臨川書店、昭和四十六年一〇月）

東京大学国語研究室資料叢書一三『倭名類聚抄京本』（汲古書院、昭和六〇年六月）

- (12) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古辞書資料第一』所収（東京大学出版会、昭和五十二年）

▼同書所収の掲出字一覧表によって、対応する新撰字鏡の所在を知ることができる。

- (13) 『天治本新撰字鏡』増訂版（臨川書店、昭和五十四年四月）

- (14) 『新撰字鏡国語索引』（臨川書店、昭和五〇年一月）

- (15) 正宗敦夫編『類聚名義抄第一・二卷』（風間書房、昭和五〇年）
天理図書館善本叢書『類聚名義抄観智院本』（和書之部32・34、八木書店、昭和五十二年）

- (16) 宮内庁書陵部蔵『図書寮本類聚名義抄』本文編・解説索引編（勉誠社、昭和五十一年）

- (17) 古辞書音義集成三『大般若経音義・大般若経字抄』（汲古書院、昭和五三年）

▼二卷本世俗字類抄の反切音注と一致する例はない。

- (18) 『玉篇零卷』（台湾大通書局有限公司、中華民國六一年二月）

- (19) 注(12)の文献に所収されている解説部分(六三八〜六四七頁)を参照。

- (20) 許慎撰／尾崎雄二郎編『訓読説文解字注 竹冊』（東海大学出版会、平成三年）

許慎撰／尾崎雄二郎編『訓読説文解字注 糸冊』（同、平成元年）

許慎撰／尾崎雄二郎編『訓読説文解字注 石冊』（同、昭和六一年）

許慎撰／尾崎雄二郎編『訓読説文解字注 金冊』（同、昭和五十六年）
中国音韻学に関する論考ではないので、必要以外は最小限にとどめたい。

一般的に、中国語の音節構造は IMVF/T で示される。

I Initial 頭子音 ↓ 声母

- (21) 国学基本叢書 63・64 『一切経音義』上下 (台湾商務印書館有限公司、中華民國五十七年三月)
- | | | |
|---|-----------------|-----|
| M | Medial | 介音 |
| V | Principal Vowel | 主母音 |
| F | Final | 韻尾 |
| T | Tone | 声調 |
- ↓ 韻母

▼20 については、以下のように確認できる。

・ 髀踵 蒲米反下古文踵今作止+重同之勇反說文足踵也廣雅止+重迹也 (卷一二普曜經 第一卷／上 554-8)

・ 柱髀 古文足+卑同蒲米反北人行此音又必尔反江南行此音釈名足+卑卑也在下禾+甫也經文作月+比+土脾此並俗非體也 (卷二大佛本行集經第一六卷／上 089-2)

・ 骨+客髀 古文足+卑同蒲米反說文股外曰髀江南音必爾反經文作月+比+土非也 (卷一 九大涅槃經第一二卷／下 874-5)

周法高『玄心反切字表 附玄心反切考』(香港崇基書店、一九六八年二月)

- (22) 原裝影印版 古辭書叢刊『世俗字類抄七卷本』(雄松堂書店、昭和四八年九月)

- (23) 尊經閣善本影印集成 19 『色葉字類抄 二・二卷本』(八木書店、平成一二年一月)

- (24) 尊經閣善本影印集成 18 『色葉字類抄 一・三卷本』(八木書店、平成一一年一月)

『尊經閣藏三卷本色葉字類抄』(勉誠社、昭和五九年五月)

中田祝夫・峰岸明編『色葉字類抄研究並びに総合索引』黒川本影印篇・索引篇(風間書房、昭和五二年八月)

- (25) 二戸麻砂彦『前田家本色葉字類抄音注攷Ⅱ―反切音注の考察―』(山梨県立女子短大紀要二〇、昭和六二年三月)

(二〇〇〇年十二月六日受理)